

＜施設養護における子どもの権利のための指針＞

—A Guideline of Children's Rights for Residential Care —

『児童養護の実践指針』

(第5版・案)

2023年6月 全国児童養護問題研究会 第50回全国大会

全国児童養護問題研究会「児童養護の実践指針」改定について

はじめに

全国児童養護問題研究会（以下、「養問研」）は1971年の発足以来、施設等で生活する子どもの主体的かつ豊かなそだちあいと権利の保障を軸に、研究と実践の共有を重ねてきました。1986年からは「児童養護の実践指針（以下、「当指針」）」を、その成果に基づいて「子ども版実践指針」を取りまとめました。

1994年に日本が国連・児童の権利に関する条約（以下、「権利条約」）に批准したことも踏まえ、1997年には両指針を改定しました。一方でこれ以降、日本の社会的養護に関わる法制度も大きく変容を始めます。

1997年改正児童福祉法では、児童養護施設の目的に「自立を支援」することが明記されました（第41条）。翌年には児童自立支援計画書の策定が義務付けられ、さらに2004年改正の同法では「退所した者に対する相談その他の自立のための援助」が加えられています。2000年に児童虐待の防止等に関する法律が施行され、以来虐待の相談件数は増加の一途です。市民には虐待通報の義務が課せられ、子育て家庭を取り巻く環境は支え合いよりも監視の機能が強化されています。そのような中、出生数の低下には歯止めがかかっていません。

2009年に国連で「児童の代替的養護に関する指針」※が採択され、社会的養護に関わる国際標準が示されました。2014年に国際ソーシャルワーカー連盟は「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」※を採択しています。

2012年に国は「児童養護施設運営指針」※を発出し、これを受けて全国児童養護施設協議会は『児童養護施設運営ハンドブック』を刊行しました。

2017年改正児童福祉法では第1条に「児童の権利に関する条約の精神」、第3条の2に「保護者を支援」が明記されました。同時に社会的養護自立支援事業が始まり、22歳年度末までの入所支援継続が可能となっています。同年、国が「新しい社会的養育ビジョン」を発出し、里親委託や特別養子縁組の数値目標とともに児童養護施設等には高機能化および多機能化・機能転換が求められ、議論を呼びました。

2023年にこども家庭庁が開設、こども基本法が施行されました。「こどもまんなか社会」が標榜されますが、その具体策は未整理であり、実践者や研究者等による議論や検討、発信が不可欠です。

2024年改正児童福祉法では、予算事業であった社会的養護自立支援事業が、児童自立生活援助事業に位置付けられ、22歳年度末という入所支援継続の年限が撤廃、併せて一度支援から離れた者への支援の再開が可能になっています（第6条の3の1）。退所所支援の拠点も、社会的養護自立支援拠点事業として法律に位置付けられました（第6条の3の16）。また意見表明等支援事業（第6条の3の17）が、権利条約批准から実に30年を経て開始さ

れました。※

非常に多岐にわたる法改正ですが、これらが真に権利としての社会的養護を実現するための礎になるのかは、今後の私たちの取組にかかっていると考えます。すべての施設等で隔たりなく子どもや退所者等に必要な支援が届くことを目指し、当指針を改定します。

編集に際しては、これまでの当指針における子どもの権利を軸とする理念を踏襲しつつ、権利条約、「児童の代替的養護に関する指針」、「ソーシャルワークのグローバル定義」、「児童養護施設運営指針」等を参酌しています。内容・構成については引き続き議論を重ね、来年の第51回全国大会時の総会での採決を目指しています。皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしています。

※法改正の年号は主な条文の施行年。

目 次

[1] 社会的養護の役割と課題

[2] 目的

[3] 実践指針

A. 施設養護の原則

B. 児童等支援

C. 職員育成

D. 施設運営

E. 脚注・参考文献

[4] 資料

国連・児童の権利に関する条約

国連・児童の代替的養護の指針

全養・倫理綱領

IFSW・ソーシャルワークの目的

厚労省・運営指針

[1] 社会的養護の役割と課題

社会的養護は、何らかの理由で親と生活できない子どもを国の責任で保護・養育する仕組みです。児童養護施設や里親等のもと、全国で4万2千人程の子ども等が生活しています。対象は18歳未満で、都道府県等の措置による入所等支援は20歳までの延長ができません。

2017年から社会的養護自立支援事業によって、措置解除後22歳年度末までの入所等支援継続も可能になりました。更に2023年からは、22歳年度末の年限が撤廃、一度支援から離れた後も必要に応じて入所支援の再開ができるようになっていきます。

国の法制度の拡充が進む一方で、支援の内容や継続の在り方等、施設間のバラツキが拡大しています。現状、子どもが施設入所の如何や、どの施設に入所するかを選べない中で、このようなバラツキは解消・緩和されなければなりません。長く課題であった若年・低学歴で強いられる「自立」は、取組次第で改善できるようになりつつあります。

少子化が進む一方で、2000年の児童虐待の防止等に関する法律施行以降、特に都市部において未だに施設入所は逼迫しています。「児童虐待」というレッテルは、入所後の親子交流の敷居を上げ、交流の機会や家庭復帰は2000年以前と比較して大きく減っています※。全ての子どもにとって、親の存在やその関係はかけがえのないものです。これらを隔てることには慎重にならなくてはなりません。

また、子どもは保護の名のもとに「家庭」「学校」「地域」を一度に奪われます。このことが与えるダメージは甚大であり、地域社会や私たち社会的養護の担い手は重く受け留める必要があります。私たちが培った子どもや家族と関わる技術や、様々な資源を地域社会に動員することで、子どもの地域生活の連続性や主体性を保証できる可能性があります。

2024年の改正児童福祉法では意見表明等支援事業、いわゆる子どもアドヴォカシーが創設されました。これまでの社会的養護は支援の開始や内容、終了に子ども自身の意思が十分に反映されてこなかった背景があります。今後はまず子どもの意思が十分に形成された上で、表明と実現が支えられる必要があります※。2022年からは成人年齢が18歳に引き下げられました。つまり、高校卒業時点でほぼ全ての入所者が成人を迎え、親権から離脱しています。こうした入所者への支援が、本人不在で決定されることがあってはなりません※。

社会的養護のもとで生活する多くの子ども等に共通する課題として、自尊感情や将来展望の不足があります。物品の所持、交流・体験の機会、余暇の自由等が施設で生活するが故に制限されることがあれば、これをさらに悪化させてしまいます。施設での生活が子どもにとって回復の基盤となるため、私たちは養育・支援の在り方を不断に見つめ直さなければなりません。

社会的養護に携わる私たちの使命を端的に述べれば、①可能な限り子どもが慣れ親しん

だ地域での主体的生活を尊重すること、②施設入所等に至ったならば、子どもの回復や展望の獲得を最大限に保障すること、③養護問題の世代間連鎖を、目の前の入退所者で終わらせることだと考えます。

[2] 目的

前項「社会的養護の役割と課題」を踏まえ、子どもの権利としての社会的養護の実現を目指します。

当指針は、養問研会員のみならず関係者や教育機関、学生をはじめ広範に頒布し、社会的養護や子ども・家庭支援に資することを目指します。

当指針における支援対象者は、入所児童に限らず、一時保護や短期利用（ショートステイ等）、地域で生活する子ども、18歳を超えて入所を継続する、あるいは退所した青年等に広く適用されることを想定しています。

そうした人たちが自他の存在や社会とのつながりを肯定的に受け止め、「自分らしさ」とともに、おぼろげながらであっても将来への展望を抱ける。そのための基盤として社会的養護が機能することを目的とします。

[3] 実践指針

A 施設養護の原則

1. (安心・安全の確保)

いかなる暴力や排除もない、安心で安全な生活環境を確保します。施設・職員は一貫性

のある支援と継続的な関係性を用いて、子どもの生活基盤を整えます。

2. (無差別平等、多様性の尊重、最善の利益の保障、発達の確保)

出自、障害、セクシュアリティ等、あらゆることがらに対する差別をなくし、多様性を尊重します。常に子ども等の最善の利益を考慮し、可能な最大限において発達を確保します。施設運営上の効率がこれに優先することのないよう、不断に点検をします。

3. (人としての尊厳にふさわしい生活と支援、人権とプライバシーの尊重)

子どもの尊厳と人権を守り、ひとりの人間としてふさわしい生活支援を行います。特にプライバシーについては、慎重な配慮を払います。

施設の生活環境・生活諸条件と支援の内容は、地域の子どもたちの生活水準を下回らない必要があります。

4. (自尊感情の回復)

多くの子どもたちは、施設入所に至る経過の中で少なからず自尊感情を阻害されています。支援の全般を通じて、これをさらに傷つけるようなかかわりをなくし、回復に努めます。

子どもの人格を否定するような叱責や処罰的対応は、徹底して排除しなくてはなりません。日常の小さなことであっても、成長に気づき、それを子どもと共有していくことが欠かせません。

5. (個別性と個性の尊重、自己実現・社会的人格形成への支援)

生活の全体において個別の発達課題を認識し、子どもとの間で確認をし、支援にあたります。これらは年齢や学年で一律のものではなく、個々の最近接領域の課題がアセスメントされなくてはなりません。多様な体験の確保と豊かな人間関係の中で、主体的に社会とかかわり、自己実現に向けた意欲が涵養されるよう支援します。

6. (個人と集団への支援の調和、そだちあう関係の形成への支援)

個を尊重しつつも孤立や孤独から守られ、他の子どもや職員とともにそだちあう関係の形成を支援します。大規模な集団において日課や規則で統制される生活は、早期に適切な規模や内容へと変更する必要があります。家庭的な生活環境の中で、対話によって互いを尊重できる関係づくりを支援します。

7. (意見表明と主体的選択・意思決定の保障)

日々の生活のなかで、子どもの適切な意見表明を支援します。これらは率直かつ誠実、対等であり、アイメッセージ(私は…)で話されることが大切です。

個々の発達状況に応じて、日常から子どもが自らの行動を主体的に選択する機会を保障します。試行錯誤やその理解力のおよぶ範囲で一定の危険を冒すことも、重要な体験として尊重します。

子どもの発達状況に応じて個々の意思が形成され、表明、実現へ向かうよう支援します。

8. (教育を受ける権利の保障)

義務教育に限ることなく、幼児教育、初等教育、中等教育(中学・高校)および高等教育(大学等)を受けられるよう、経済的・教育的その他の面から周到に支援します。不登校等でこれが中断した際には、自己責任を問うことなく代替的支援を検討します。

また、習い事等、学校教育以外の多様な学びの機会も可能な限り保証します。

9. (親や家族との交流・再統合の保障)

虐待によって保護された場合を含めて、親や家族との交流や再統合に向けた調整を放棄すべきではありません。決定的にこれが困難な場合は、子どもに対して子ども自身の責任ではないことも含めて現状を丁寧に説明します。そのうえで、子どもの意向を尊重しながら里親委託、養子縁組、週末里親の活用を検討します。きょうだい・しまいの関係も同様に尊重します。

10. (社会生活へ向けた段階的な移行と退所後の相談援助)

子どもが成人して高校を卒業した後も、本人の意向を踏まえて措置延長や児童自立生活援助事業を活用し、入所支援を必要な期間において継続します。この間、施設に在籍しながらも適宜一人暮らしの体験を支援します。個々の社会生活への移行は一律の年限で強いることなく、可能な限り段階的かつ主体的に行われることを支援します。

また、この間に一人ひとりが適性や志向に応じて社会生活が送れるよう、必要な体験・学習・教育の機会を保証します。

施設退所後も関係性が途切れることのないよう、アフターケアの体制を構築し、組織的に支援をします。必要が生じた際には入所支援の再開も検討します。

B 児童等支援

<アドミッション期>

11. (入所前における児童相談所との確認)

児童票を基に、入所理由、期間の見通し、児童相談所の中長期および短期の支援方針、家族との交流内容・方法、本人や家族の意向を確認します。エコマップ・ジェノグラム、ライフストーリー等のアセスメント資料を可能な限り作成します。

12. (入所前の本人や家族への対応)

緊急保護の場合を除いて、必ず施設の見学や事前交流の機会を設け、施設での生活について資料等を用いて説明します。子どもの過去や義務に焦点化するのではなく、これからの生活において私たちができる支援を中心に伝えます。

「子どもの権利ノート」や苦情解決の仕組み、第三者委員について、資料を用いて説明します。

食べ物や生活上の嗜好、趣味等を把握します。

13. (入所前の施設での対応)

同じホームで生活する子どもを中心に、入所する子どもについて説明をします。歓迎的雰囲気迎え入れることができるよう、本人の嗜好に合わせたメニューや部屋のしつ

らえ等を用意し、同ホームの子どもにも働きかけます。

学校や関係機関と連絡を取り、登校開始時期や特別支援教育の可否等を確認します。

14. (入所時の受け入れ)

持ち物の所持は、可能な限り本人の意向に合わせます。貯金通帳や貴重品等、施設で預かり管理する必要があるものについては、本人同意の上で金品管理リストや委託書を作成し、適切に管理します。

15. (学習習熟度や生活習慣の確認)

家庭における学習環境の不備、一時保護による登校停止、施設入所に伴う転校等の影響により、多くの場合は少なからず学習面での遅れが生じています。しかし、これについては児童票では標準アセスメント項目になっていません。入所後、可能な限り早期に主要教科の習熟度を確認する必要があります。

習熟度に遅れがある場合には、本人の責任ではなく環境の影響によるものが少なくない旨を説明します。学年相応ではなく、個別の習熟度に合わせた学校外での学習支援も検討します。

児童票のアセスメントからは時間がたっていることも少なくないため、生活習慣について、独力でできることと、支援を要することを改めて確認します。

16. (環境適応に向けた支援)

「家庭」「学校」「地域」が一度にリセットされる体験は、子どもの生活意欲や学習意欲を著しく阻害します。施設のルールや日課の説明は最小限にし、まずは入所に至る経緯を労い、今後の生活に寄り添っていく姿勢を示します。

登校開始前に学校の場所や教室を確認し、近隣の商店や利用可能施設等を案内するなど、徐々に環境に慣れるよう支援します。施設の中にいるよりも、職員と一緒に外を歩いているときに子どもの気持ちが聴けることもあります。

17. (自立支援計画書の作成)

入所後2か月程度のアセスメント期間を経て、自立支援計画書を作成します。計画書はそのまま本人や家族に開示できるよう、書式や表記の仕方を工夫する必要があります。特に中学生程度に年齢が上がれば、本人と一緒に作成することが望まれます。

18. (名前の呼び方への配慮)

子どもを安易に呼び捨てにすべきではありません。基本的には「さん」や「ちゃん」を付けますが、個別に意向を聴くことも大切です。ニックネームを希望する子ども、特

定の大人からは呼び捨てを希望する子どももいます。

<家族との関係>

19. (親や家族の尊重)

たとえ虐待が理由で施設入所に至ったとしても、子どもの親や家族の存在を否定すべきではありません。子どもには自分の親や家族の存在を否定する権利がありますが、私たちを含め他者にその権利はありません。

どのような不適切なかかわりがあったとしても、否定すべきなのはその行為であり、存在ではありません。子どもにとって、自分の親や家族の存在を否定されることは、自分の存在を否定されているのと変わりません。

結果的に子どもと離れなければならなかった親や家族も、子どもを産み育ててきた経緯があります。私たちはアイメッセージで、時に親や家族への感謝を子どもに伝えることも必要です。

20. (家族等との交流の確保)

児童相談所との連携によって、定期的な家族等との交流を確保する必要があります。両親が離婚や別居をしている場合でも、両親それぞれとの交流を検討します。正当な理由なく、施設のルール等で家族等との交流を制限すべきではありません。

例えば、離婚した母親が再婚し、その間に異父きょうだい・しまいが生まれた場合等、子どもは母親に対して複雑な思いを抱くことがあります。会いたいけれども会いたくないという葛藤から、意向を示さなくなることもあります。時にアンビバレントな思いも含めて、丁寧にくみ取ることが必要です。

また、親の側も共に生活できない負い目や、虐待通告による自信の喪失から施設の敷居が高くなっている場合があります。交流ができていなくても、可能な限り定期的に子どもの成長を伝え、親の苦労も労いながら施設の敷居を下げていくことも大切です。

21. (ライフストーリーワーク)

子どもにとって養育者が変わることは、それ自体が負担だけでなく、見捨てられ感の上塗りへつながらることがあります。養育者の変更は最小限にとどめるべきですが、やむをえず変更となった場合も、安全で可能な限り前の養育者との交流を確保すべきです。

また、アルバムを丁寧に整理する、以前の居住場所を共に巡るといったことも大切です。子どもと過去を共有しながら、一続きの道を歩んでいること、大人との関係が積み重なっていることを実感できる働きかけも欠かせません。

子どもの出生の事情、家族の過去や現在の状況を子どもに知らせることで、大きな負担を与えることがあります。すべて伝えればよいわけでも、伝えなければよいわけでもなく、慎重な検討が必要です。何を、いつ、だれが、どのように伝えるのか。伝えた後の見守りや、子どもの反応に対する支援をどのように行うのか。児童相談所との協議を踏まえ、個別の計画に沿って無理なく進めます。

22. (家族関係の調整)

子どもの最善の利益を考慮するとき、家族の再統合が適当でない場合もあります。再統合の可否を二元論で検討するのではなく、子どもと家族にとって安全で程よい距離や関係を継続して探ることが大切です。

23. (家族再統合に向けた支援)

入所に至った主訴が解消され、他に新たな困難が生じていなければ、家族の再統合が検討されます。しかし、子どもが離れたことで主訴が解消したように見えても、再統合をすれば同じ事象が繰り返されるということもあり得ます。社会的養護のニーズの発生は、地域で孤立している家庭で多く起こります。行政や民間団体も含めて、地域の見守りネットワークを形成することが欠かせません。

特に入所が長期にわたった場合や、虐待の加害者と判断された親等による引き取りは、親等の側にも不安はつきものです。それでも、引き取りに向けては「大丈夫です」といわざるを得ない状況も考えられます。親を励ますよりも、労うことで率直な気持ちを表出できるよう支援します。

24. (きょうだい・しまいの関係の尊重)

きょうだい・しまいは同一の施設や里親の入所・委託が原則です。やむを得ず分離となった場合は本人の意向に配慮しながら交流の方法や頻度、再統合について児童相談所、きょうだい・しまいの入所施設（里親）と協議・実施します。再統合については、学童期以降の場合はふたたび「家庭」「学校」「地域」がリセットされるので、慎重に検討する必要があります。

25. (親族による家庭引取り)

祖父母やおじ・おばによる引取りを検討する場合には、親族里親を含む里親制度の利用も考えられます。扶養義務のある祖父母による親族里親の場合、里親手当は出ませんが、一般生活費をはじめとする子どもの生活費は保障されます。おじ・おばに関しては里親手当も含めて一般の里親同等の支弁が受けられます。

<学校とのかかわり>

26. (教職員とのかかわり)

子どもの登校開始時や、年度のはじめ等には可能な限り対面で教職員と情報交換の場を持ちます。子どもの個人情報については、学校生活上必要な範囲で共有をします。

特にトラブル発生時の対応相談は、対面が必須となることも多くあります。お互いに気持ちの余裕を失い、葛藤が生じる場面も考えられます。互いの立場を尊重し、アイメッセージで子どもや施設の状況を伝えるとともに、学校側の困難にも傾聴する必要があります。

学校で家族の話題を取り上げるときには、基本的には特段の配慮は必要ないこと、個別に必要な場合は別途相談する旨を伝えます。家庭を離れて生活する子どもも、将来家庭を持つ可能性があることを想定しなくてはなりません。子どもの目から家庭を遠ざけることは、子どもにとってはむしろ不利益に結び付くこともあり得ます。

27. (保護者とのかかわり)

幼稚園・小学校・中学校については、保護者会等で児童養護施設についての説明をし、十分な理解を得る必要があります。それぞれの子どもの入所理由や家族の情報には触れません。可能な範囲で職員がPTA等の活動にも加わることで、施設への理解が増すこともあります。

高校以上は地域が離れることも多く、子どもの意向を聴きながら対応をします。

<地域とのかかわり>

28. (開かれた施設運営)

地域との良好な関係を日ごろから築くため、地域における活動には子ども・職員共に積極的にかかわることが望まれます。施設でのイベント等に地域住民の参加を促すことも有効です。こうした際、子どものプライバシー確保と、参画を強要しないことには留意すべきです。

29. (地域への貢献)

子育て短期支援事業(子どもショートステイ)の実施、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みや、子どもの居場所・子ども食堂・学習支援等への参画等、無理のない範囲で地域貢献活動へ取り組むことが求められています。

まずはできることから始めるなかで、地域のニーズが徐々に見えてきます。活用できる制度や資源も年々変化するので、継続的な把握が必要です。

今後は全ての児童養護施設に対して、地域の子ども家庭支援の拠点となることが求められるものと考えます。「入所している子どものケアで手一杯」という声も聞かれますが、地域の子どもを地域で守るため、一歩を踏み出すことが大切です。

<生活支援>

30. (生活環境の整美)

居室をはじめとする居住環境は清潔に保たれ、プライバシーや個人の嗜好にも十分な配慮を払う必要があります。食器類、リネン類や寝具等、一括購入によって同一の色やデザインのもを子どもらに提供するの望ましくありません。

環境の整美を子どもに「当番」として強いるのは避けるべきです。とはいえ、職員がすべてを担っては、子どもの成長の機会を奪ってしまいます。「当番だから」ではなく、その必要性を子どもが理解でき、前向きに取り組む達成感が得られるよう寄り添います。

31. (日課や規則)

施設特有の日課や規則は、最小限にとどめるべきです。施設の中では当たり前でも、地

域の一般家庭と比較すると特異であることも見られます。例えば、小学生の帰宅時刻が同

級生よりも早い、外出できる範囲が同級生より狭い、ということがあれば、当然ながら地

域の友達と交流する機会は減ります。

施設内の交友関係だけで完結している子どもが多くいる場合には、原因を探り対策を講じる必要があります。施設の敷地にグラウンドがある場合など、一見子どもたちはのびのび遊んでいるように見えても、その実、子どもの放課後等の生活は地域から隔離しているということもあり得ます。

常に地域の子どもの生活日課、外出範囲、所持品(スポーツ用具、ゲーム、スマートフォン等)を把握し、そこから大きく外れないよう点検すべきです。

32. (食卓づくり)

「食」は生活支援の中心です。買い物・調理・配膳・食事・片付けのプロセスに同じ職
員が一貫して関わられるのが理想です。

配膳までをすべて職員が整えてから子どもが食卓に呼ばれる。銘々ばらばらに、席に着いた順から食べて席を立つ。食べなくなければ残して捨てる。これでは食卓を囲むことの意味がなくなってしまう。

一人ひとり自分の分を、あるいは当番の子どもが配膳し、食べ、自分の分は自分で片づける。こうした風景はかつて多く見られました。大規模な集団で生活し、職員の数も少なかった時代には、こうした自己完結型の生活が多く、子どもには「自立のため」と説明をされました。自分のことは自分でできることが自立だと教えられれば、自分のことしか考えられない子どもが育ち、社会で孤立する可能性もあります。

たとえば、配膳の際にある子どもは皆のご飯を、ある子どもは皆の味噌汁をよそい、ある子どもは箸を並べ、ある子どもはお茶を注ぐ。個々で完結するのでもなく、職員がすべておぜん立てをするのでもなく、皆で食卓を整える。「いただきます」までの間には、全員が皆から「ありがとう」と声を掛けられる。こうした日々の営みが、子どもと職員の間を深め、子どものコミュニケーション能力を育む機会となります。

33. (食事マナー)

個人差はあるものの、入所したての子どもに対してはある程度定刻での食習慣を身に着けるための支援が必要です。この時点で、同時に食事マナーを身に着けられるよう支援する必要はありません。

個々の生育状況に応じて、できる範囲で徐々に偏食を改善し、最低限のマナーを身に着けられるよう支援します。口を閉じて噛む、茶碗を持つ、肘をつかない、汁物を音を立ててすすらない等、各ホーム職員間で最低限のマナーを共有します。国や文化によってこれらは異なることにも留意します。

ひとたび社会に出れば、食事マナーを指摘されたり教えられたりすることは稀です。マナーによって暗黙のうちに、人格さえ低く見積られることもあります。入所中に伝えるべきことを、職員間で共有することが大切です。

34. (清潔)

手洗い、入浴、歯磨き、着衣、排せつ処理等、清潔な生活習慣を身に着けられるよう支援をします。入所時点で、年齢相応の習慣が身につけていないことは珍しくありません。個別の丁寧なアセスメントと支援計画が欠かせません。プライバシーに配慮しながら、年齢等必要に応じて対応する職員を特定します。

35. (日中活動と睡眠)

不登校や引きこもり状態にある子どもが、夜間睡眠の不調に至ることは珍しくありません。眠剤や向精神薬の処方を勧める例も見られますが、これらの副反応も軽視できません。第一義的には日中活動において能動的にエネルギーを消費できているかを評価する必要があります。これが欠けていれば、昼夜が逆転していくのは自然の流れです。

薬の処方以前に、いかに日中の生活が子ども自身にとって意味のあるものになっているか、注意深く探ることが大切です。良質な日中の活動が、良質な睡眠へとつながります。

36. (余暇活動・社会参加)

子どもたちの多くは、入所以前の生活において年齢相応の体験を得ていません。塾や習い事、スポーツクラブ等、地域における余暇活動を可能な限り保証する必要があります。

措置費で保障されていなくても、施設会計のやりくりで可能なことは少なからずあります。取組や成果を確認しながら、これらを国の制度に乗せるべく発信していくことで支援の底上げにつながります。

また、18歳以上の入所者等には選挙権が発生しています。子どもらが入所中から社会問題に関心を持ち、主体的に関与する姿勢を涵養することも、社会的養護の今後を支えるうえで大切だと考えます。

37. (金銭管理)

小遣いやアルバイトの給料等、すべて一律に施設で管理するのではなく、発達状況に応じて段階的に自己管理できるよう支援する必要があります。日常生活に加えて、旅行や一人暮らし体験等の機会を通じて、計画を立て、実行する機会も保障します。

38. (情報・文化へのアクセス)

テレビ、新聞、図書にとどまらず、インターネット・SNSへのアクセスやスマートフォンの所持についても積極的に検討・対応する必要があります。リスクを懸念してこれらを避けても、リスクを先送りにした上、増大させる可能性は軽視できません。

施設が制限しても、いずれはほとんどの子どもや退所者がこれらに触れることとなります。Wi-Fi環境の設定、パソコンの設置、スマートフォンの貸与等を施設主体で行うことで、失敗の保障も含めて教育的に支援することが可能です。

子どもがアクセスする情報や文化は、時にその安全性も含めて心配がつきまといきます。単に禁じても、かえって職員による把握が難しくなることもあります。コントロールするのではなく、子どもと共に学び考える姿勢が必要です。

39. (生と性の発達)

生(命)と性(セクシュアリティ)についての学びは、子どもにとっても職員にとっても不可欠です。「性教育」という言葉が、単に性行為の抑制や避妊のみを目的に用いられるべきではありません。そうしたかかわりは、時に子どもの誕生や命を否定することにつながる怖れもあります。

① ポジティブかつ能動的に学び考える。② 科学的に検討する。③ 人権の視点(フェアであること)を欠かさない。これらをポイントに、子どもの自尊感情と他者を尊重する感性を育むことが目指されるべきと考えます。

子どもに教育をするために、まず大人が学ぶという姿勢は肯定されますが、限界があり

ります。職員が受けてきた教育を大きく上回り、子どもの周りには性に関する情報が氾濫しています。「性」がタブーではなく率直に話していいのだという文化が施設にあり、職員は子どもとともに学ぶという姿勢が不可欠です。

こうした文化の醸成に向けて、生と性にかかわる信頼できる図書やメディアを共有スペースのみならず、子どもの居室にも用意する。外部の専門家を招いて子どもと職員向けの学習会を定期的実施する等、個別のセクシュアリティやマナーに配慮しながらも適度にオープンな環境を構築することも有効です。

40. (多様な「性」の保障)

個々のセクシュアリティは多様であり、社会も徐々にそれを受け入れるようになりつつあります。「女らしさ」「男らしさ」を求めるステレオタイプのかかわりは排していかなければなりません。どのような性自認や性指向であっても、自己と同様に他者を尊重すべきという点は何ら変わりません。

セクシュアリティの多様性が当然のものとして社会的に認知されれば、「LGBT」や「セクシュアル・マイノリティ」という言葉は不要になるでしょう。多くの子どもとかかわる社会的養護の職員は学びや経験の機会に恵まれています。それを社会に向けて発信していくことも、今後の私たちの役割だと考えます。

41. (犯罪や搾取からの保護)

施設で暮らす子どもや退所者の中には、自尊感情や安心できるよりどころの不足等から犯罪組織や性産業に利用されることがあります。こうしたリスクが想定される子どもは、時に行動上の問題等を理由に早期の社会的自立を強いられることがあります。そのようなことがあれば、当然ながらリスクは一層増大します。

他の入所児童に対する悪影響等が、入所支援中断の理由とされます。しかし、問題を起こせばここにはいられないという安心感のなさもまた、入所児童に悪影響を与えます。

私たちは、問題を起こしそうな子どもを見切るのではなく、そうした子どもこそ見守り続ける必要があることを共有すべきです。やむを得ず一時保護、精神科病棟への入院、司法施設への移送となった場合でも、つながりを切ることなく再受け入れに向けた準備を続けることが重要です。

<行動上の問題への対応>

42. (「存在」と「行動」の峻別)

すべての子どもは、その存在を否定されてはなりません。いかに行動上の問題が現れたとしても、否定すべきは行動です。存在と行動は常に峻別する必要があります。子どもや人は社会とかかわりに反応の中で成長・発達するし、好ましくない行動様式を身に着けることもあります。可愛がられた子どもは可愛らしい反応を身に着けるし、乱暴なあつかいを受けた子どもは乱暴な反応を身に着けます。生来、子どもに「良い子」も「悪い子」もいません。

たとえば、Aさんという子どもが職員に向けて石を投げてきたときにどのように対応するかは、子どもの自尊感情にも少なからず影響を及ぼします。「Aさん、やめなさい！」と叱責すれば、Aさんは自分の存在が否定されたと受け取る可能性が大きくなります。

それに対して、「石を投げるのはやめてね。用があるときは、そばに来て声をかけてね」と語りかければ、Aさんが自分の存在を否定されたと受け取らない可能性が大きくなります。

ほめるときは、存分に名前を呼んでいいと考えます。ただし、後述するように何をほめるかは重要な意味を持ちます。一方で、子どもの行動に対して否定しなければならぬときは、子どもの名前は呼ばず、分かるように目を合わせて具体的に行動を指摘します。そして替わりにとってほしい行動を示します。

どんな行動も、子どもにとっては意味があります。行動に至った思いや感情は否定することなく受けとめ、代替行動を具体的に示すことを基本姿勢にすることで、子どもは職員からのかかわりを受け入れやすくなると考えます。

43. (ほめることの意味:「絶対的価値」と「相対的価値」の峻別)

「子どもはほめられて育つ」。このこと自体に異論のある方はいないでしょう。では、ただほめればよいのでしょうか。これも前パラグラフ同様、明確に峻別する必要があります。

たとえば、運動会の徒競走で一位になった子が「やったー、1位だったよ！」と喜んで応援席に駆けつけてきたとき。迎える私たちはどう応えるべきでしょうか。

「すごいね、一等賞！」と思わず応えたいところですが、ここは思案が必要です。「1位」をほめられた子どもは、次回以降の運動会では「1位」以外に達成感や喜びを

感じられなくなる可能性があります。

同じ「ほめる」ことでも、このように順位や点数等の相対的評価をほめることでは、その場限りの喜びしか共有することができず、長期的に見ればむしろ子どもを追い込むことさえあります。

では、替わりにどのように応えればよいのか。相対的価値は、常に絶対的価値に置き換えることが有効だと考えます。「すごいね、一等賞！」は、「頑張ったんだね！」「走る姿が生き活きしてたよ！」と、結果でなくプロセスに着目することで絶対的価値への変換が可能です。

資本主義国家、とりわけ日本においては学校教育も社会も、相対的評価に満ち溢れています。点数・順位・偏差値・収入・地位、これらは一時的な達成感をもたらすことはあっても持続的な幸福感には結び付きません。

私たちの役割は、子どもを叱咤激励して競争に勝たせることではありません。むしろ競争教育や社会からふるい落とされる子どもたちに、一人ひとりの絶対的価値を一貫して伝える必要があります。能力や成績、体格や容姿等にかかわらず、一人ひとりに固有の価値があることを知り、子どもと共有することがかかわりの根幹です。

44. (リフレーミング：とらえ直し・言い換え)

子どもや職員間でのコミュニケーションにおいて大切な技術にリフレーミングがあります。否定的な言葉は、肯定・中立的に。抽象的な言葉は、具体的に。主語は「あなたは」でなく、「わたしは(アイメッセージ)」に。

同じことがらを伝えるのにも「あなたは以前にも暴力があったので、同じようなことは認めません」というより、「私たちは平和なホームづくりを目指しているので、ホームの一員として協力してください」という方が、スムーズに受け入れられることがあります。

日常からリフレーミングを心がけることで、コミュニケーションの質が上がり、子どもとの間や職員間でのコンフリクトを減らすことが可能です。

「過去」⇒「これから」	「他者」⇒「自分」	「主観」⇒「客観」
「否定」⇒「肯定・中立」	「抽象的」⇒「具体的」	「相対的」⇒「絶対的」
「結果」⇒「過程」	「励まし」⇒「ねぎらい」	「禁止」⇒「提案・依頼」

45. (「罰を受ける」ことと「責任を知る」こと)

子どもが何らかのトラブルを起こしたとき、行動と直接関係のないペナルティを科すことは適切ではありません。民法における親権者の懲戒権は削除され、体罰も禁じられてい

ます。「万引きをしたので、小遣い停止」「暴力があったので反省文を10枚」「高校生同

士

で性的関係があったので措置解除」等はいずれも正当性はありません。

たとえば子どもが衝動的に窓ガラスを割ってしまったとき。安全な範囲で大人と片付けにかかわり、ガラス屋さんの修理に立ち会う。こうした後処理に主体的にかかわること

ができれば、それを支えることは大切です。

自らの行為と、その結果および修復のプロセスへのかかわりを通じて、子どもは行為の

責任を学ぶことができます。

46. (暴力の理解と対応：類型・起源・替わるもの・組織的対応の前提)

施設養護において、暴力の理解と対応は重要な課題の一つです。暴力の類型、起源、これに替わるもの、組織的対応の前提を順に整理します。

暴力の類型はそれぞれ固有の課題を有するものではなく、互いに相関的、重複的なものと考えする必要があります。

① 身体的暴力

叩く、殴る、蹴る、同じ姿勢を長時間強要するなど、他者に身体的苦痛を与える行為。

② 精神的暴力

言葉で罵る、人格を辱める、支配するなど、他者に精神的苦痛を与える行為。

③ 性的暴力

性的行為の強要や年齢不相応な性的体験をさせる行為。法的には、13 未満の男女に対しては暴行や脅迫を伴わないわいせつ行為も「強制わいせつ罪」と規定されている。(刑法・第 176 条)

④ 排除

必要な保護を与えない、差別をする、無視をする行為。

⑤ 環境の破壊・放置

故意に環境を破壊する行為、破壊されたあるいは損耗した環境を放置する行為。

次に、暴力の起源と考えられるものを整理します。

① 根源的攻撃性

人類の歴史の中で、暴力は根源的課題ともいわれる。暴力的攻撃性には男性ホルモン

との関連も指摘される。暴力の対置概念として希求されるのが「平和」である。

② 被害体験

暴力は連鎖する。暴力の被害者が相応の手当てを受けられないと、容易に加害者へと

転じる。

③ 放置

直接的暴力を受けなくても、適切に保護を受けられなかったことに対する漠然とした憤りや自尊感情の不足が、暴力の原動となり得る。

④ 不適切な管理

行動との関連性が不確かなペナルティ、存在を否定するような叱責、精神科通院・

服

薬の強制、安易な一時保護や措置変更のほめかし等は、児童から自他への信頼感と安心感を奪い、暴力防止には逆効果である。

⑤ 展望のなさ

自身の将来に展望を見いだせないことによる漠然とした不安が、自他への攻撃に転じることがある。

暴力に替え、目指すべきことがらを以下に整理します。

① 攻撃性の昇華

攻撃性そのものを専ら抑圧することで解消するのは困難である。個々の適正に応じたスポーツ、表現活動等を通じて、これを昇華することが可能な場合があると考

ら

れる。

② 被害への手当て

施設で生活する全ての子どもは、何らかの暴力を受けていることを想定するべきである。受けた被害を適切に把握し、手当てする必要がある。

③ 対話をはじめとするコミュニケーションスキル

暴力は、他者に対する自己主張や、何らかの行動の変容を期して発せられる。支配や強制に頼らない、適切なコミュニケーションを身につけることが欠かせない。

④ 成育歴の理解と展望の獲得

施設で生活する子どもの多くが、自己の過去（成育歴）に納得できていない。過去

を

受け入れられない子どもは自尊感情を欠き、自己も他者も尊重できない。過去に対する適切な説明（「子ども自身に責任はないこと」、「子ども自身には固有の価値と可能性があること」）を十分にした上で、将来展望を具体的に探る取組が重要である。

施設における組織的対応の前提として、以下の環境整備が必要です。

① 非暴力への共通認識と文化の醸成

施設内で全職員が一致して、子どもに「非暴力」を宣言し、その実現に向けた意志を表明する。

② 「存在」と「行動」（「受容」と「容認」）の峻別

子どもが暴力に至る背景は十分に理解しつつも、暴力行為そのものは毅然と否定する。子どもの存在を受容することと、不適切な行為を容認することを明確に区別する。

③ 職員間相互の信頼と尊重

職員間の相互信頼が不足し、子どもがこれを見抜くと、力が弱いと見られた職員が暴力の標的になることがある。職員間の一致した問題認識・姿勢が必須である

④ 子どもの力関係の把握と適切な介入

子どもが集団で生活する場では、日常から子ども同士の「力関係」を把握している必要がある。子どもの自主性を尊重しながらも、適度に介入するバランスが重要である。

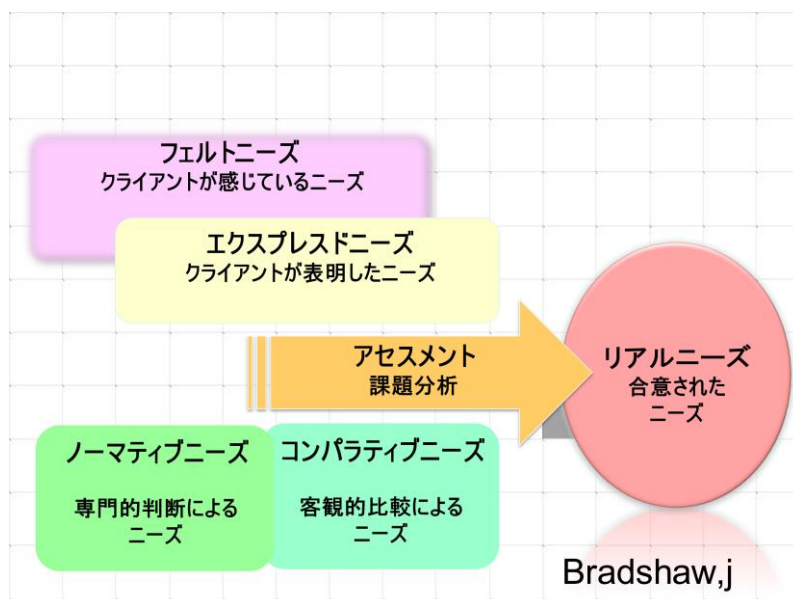
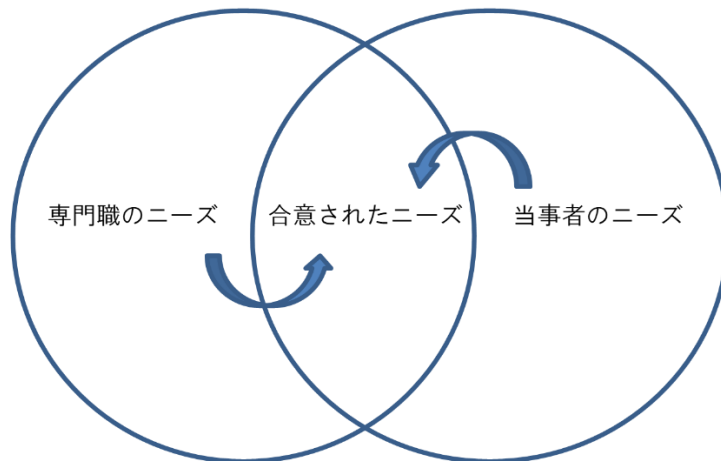
⑤ 環境の適正な整美・保持

荒んだ環境は、子どもや職員の心を荒ませる。破損や損耗のある個所は直ちに修繕し、清潔で潤いのある環境を追求・保持することが必要である。

<権利擁護>

47. （最善の利益）

支援のあらゆる局面において、主として子どもの最善の利益が考慮されなくてはなりません。その実現に向けた努力をしないことを「措置費で保障されていないから」「子ども本人が努力しないから」「職員が足りないから」等という理由で正当化すべきではありません。私たちには常に、子どもに必要な支援と、実現に向けた手立てを追求する責任があります。



48. (意見表明権から意思決定権へ)

権利条約第 12 条の意見表明権が、ようやく児童福祉法に位置づけられました。意見表明等支援事業、いわゆる子どもアドヴォカシーは、社会的養護のもとで生活する全国すべての子どもに適用される必要があります。

子どもアドヴォカシーとは、意見表明支援員(アドヴォケイト)が子どもの意見や意向を聴き取り、適切に関係機関等に働きかけるものです。これは、専ら子どもの立場に寄り添うことが求められます。職員が日ごろから子どもの声に耳を傾けていれば、このような仕組みは不要だという指摘もあります。けれども、風通しの良い施設運営を目指すうえで、前向きにとらえるべきと考えます。

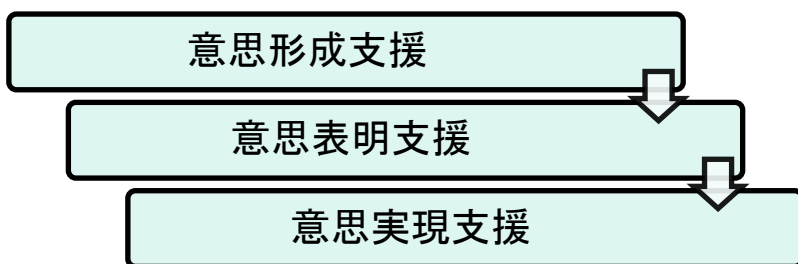
これが形骸化することなく有効に機能するためには、子どもの意思が形成される環境を整えなくてはなりません。日本では権利条約批准から 30 年を経ても尚、その理解は広まっていません。まずは、子ども自身をふくめて社会に広く子どもの権利が浸透してい

ることが欠かせません。そして、利用できる法制度や社会資源、各施設等の支援実績等が明白にならなければ、実効性のある意思形成は不可能です。

意見表明権は18歳未満の子どもを対象にするものです。大人の監護のもとにある子どもであっても、その意見は「年齢および成熟度に従って相応に考慮されるもの」(権利条約)とされます。現在の社会的養護は、家庭復帰の場合を除けばケアから離れる前に成人します。18歳に達した後の措置延長等の支援継続をはじめ、あらゆる選択に本人の主体的意思が反映される必要があります。そのためには、意見表明権の保障だけでは不十分です。

医療や高齢者・障害者福祉では「意思決定支援」のプロセスが構築されつつあります。これは、当事者が自身の現状と利用可能な制度や資源を知ることから始まる「意思形成支援」がベースとなります。そのうえで「意思表明支援」が行われ、「意思実現支援」へと続きます。権利としての社会的養護の実現に向けては、こうした仕組みづくりが不可欠です。

「意思決定支援」のプロセス



49. (不登校・中退への対応と高等教育も含めた教育の保障)

子どもの教育は、大人の義務であり、子どもにとっては権利です。大人は良質な教育の機会を確保しなければならず、一方でこれを子どもに強要すべきではありません。

子どもが不登校になる理由は様々であり、その対応も個別に探る必要があります。学校に行けるか行けないかという現象面のみにとらわれず、子どもにとって学校生活がどのようなもので、不登校に至った要因はどのようなものなのか。不登校によってどのような影響が生じている、あるいは懸念されるかをアセスメントします。職員はできる限り対面で教員と対話を続け、現状認識や対応方針を共有します。

不登校による主な影響として、① 生活リズムの乱れと体力の減退、② 学習の遅れ、③ 対人コミュニケーションの減少、④ 孤立感や自尊感情の低下等が考えられます。これら一つ一つに対して、具体的な対応策を子ども自身とともに探ります。適応指導教室やフリースクール、特別支援学級等の資源を子どもと見学する等、日中の代替活動を主に探ります。

習い事やスポーツ等の地域活動への参加が可能であれば、積極的に支援すべきです。

学校へ行けていないことを理由に放課後や余暇の活動を制限することがあれば、前述した4つの影響は増大してしまいます。登校以外のことでも子どもが意欲を示すことがあれば、 possible の限りそれを尊重することが対応の糸口にもなります。

高校中退を理由に入所支援を中断し、就労自立を求めることには何ら妥当性はありません。18歳未満であれば権利条約に違反することにもなります。高校に適応できないということは、社会適応能力が十分に育っていないということです。そうした子どもに対し、より早期の「自立」を求めるのは避けるべきです。単位制や通信制等、多様な後期中等教育機関を把握し、子どもの再チャレンジを支える必要があります。

大学や専門学校等の高等教育も、積極的に支援する必要があります。措置延長等の入所継続と合わせて支援することで、中退のリスクを大幅に軽減できます。地理的に施設からの通学が難しい場合は遠隔地での措置延長等を活用し、アパート等で生活しながらも在籍を続けることが有効です。この場合、措置解除した場合と比較して、家賃の支払い等経済的にも支援できる幅が広がります。20歳からは遠隔地のまま児童自立生活援助事業へ移行することが制度的に可能になっています。

<障害のある子どもの支援>

50. (障害の理解と合理的配慮)

障害を「持っている」「抱えている」と表現すべきではありません。障害は人と社会の間にあります。独力で社会生活を送り得る人はいません。水道・電気・交通をはじめ、誰もが何らかの社会サービスに頼りながら生活をしています。同じサービスを利用する人口が多ければ通常の社会資源とされ、少なければ障害福祉サービス等と称されるに過ぎません。

例えば0.1を下回る視力の人がいたとして、時代が遡れば視覚障害者ですが、現在は眼鏡・コンタクトレンズがあり、手術で治療も可能なため障害者には該当しません。つまり「健常者」と「障害者」を異なる存在のようにとらえることに固定的な意味はないのです。

こうした基本理解を欠くと、「子どもに自分の障害を受容させるには」「いまだに障害認知ができていない」という表現が生まれます。これらは障害のある子どもの自尊感情を損なわせる可能性があり、視点を換える必要があります

得手不得手や、発達の手は一人ひとり違います。年齢相応、学年相応というのは、最も多くの子どもの平均的な発達レベルに過ぎません。学校教育はそのレベルを基本としているので、そこに収まりきれない子どもには様々な面での合理的配慮が必要です。

かつてはそうした子どもの登校には、職員の付き添いが求められることも珍しくありませんでした。しかし、現在は学校や企業等に差別的取り扱いが禁じられ、合理的配慮の提供が義務付けられています。配慮の内容は、本人の状況や意向を丁寧にくみ取り、

施設内、学校との間等で共有します。

51. (障害福祉手帳の取得)

障害福祉手帳の取得に際しては、本人の意思を当然にして考慮します。職員が「あなたには手帳が必要」と伝えても本人が納得しない場合に、児童相談所心理司や医師から伝えることがあります。しかし、重要なのは伝える人の職種や権威ではなく、子ども自身が前向きに理解できるかどうかです。

住居、就労、年金等、手帳を取得することでのメリットを具体的に伝えます。逆にそのことで新たに義務が生じることもなく、「手帳があると助かるときがあると思うよ」とネガティブな印象を緩和できるような働きかけをすることが必要です。

52. (障害のある子どもの進路)

特別支援学校の説明を受ける際に、「大学に行けない」という説明をされることがありますが、これは誤りです。特別支援学校の高等部も後期中等教育の一つであり、卒業すれば高等教育へ進学できます。中には就職 100%を標榜し、進学を認めない特別支援学校がありましたが、これは学校の問題であり、制度の問題ではありません。教科の成績証明が出ず、大学の一般受験ができないということはありますが、現在は多様な受験方法があるので決定的なハンディにはならないでしょう。

特別支援学校高等部卒業後は、学校が確保した実習受け入れ企業等への障害卒就労が基本線となる例が多いですが、その後の定着率は高くありません。障害のある・なしに関わらず、「したいこと」「できること」「求められること」が重なる仕事に就くことができればモチベーションが維持しやすくなります。けれども、多くの障害卒就労はそうした配慮が十分に払われているとはいえません。

日本に限らず、先進国では発達速度の速い人が長く教育を受け、ゆっくりな人が早期に社会に出る傾向があります。これは資本主義社会や競争社会が生み出している矛盾です。発達がゆっくりな人に対しては早い人よりも長い、少なくとも同等程度の教育期間が必要です。

それぞれの希望や特性に応じて、大学や専門学校等への進学も選択肢に入れるべきです。近年は「自立訓練（生活訓練）事業」と「就労移行支援事業」を組み合わせて4年間の学びやトレーニングを無料で支援する機関も増えつつあります。特別支援学校卒業⇒障害卒就労・障害者グループホーム入所という定番の進路を見直し、措置延長をはじめ入所支援の継続を基盤にソーシャルスキルを涵養することを標準にしていく必要があります。

<リービングケア>

53. (高等教育の保障)

全ての高校生に対して大学等進学に向けた主要な奨学金制度を、資料を用いて説明をする必要があります。近年は日本学生支援機構の給付型奨学金制度もはじまり、経済面での障壁は低くなりつつあります。それらに措置延長や児童自立生活援助事業を加えれば、経済面・生活面ともに大幅な負担軽減が可能です。

施設によっては、進学しても中退する退所者が後を絶たないことを理由に、進学支援の対象を施設内で見極めるという例も耳にします。中退者が多いのは施設側の支援課題であり、それを理由に後から進学するのを制限するというのは筋が通りません。進学者を篩にかけるよりも入所支援を継続する方が明らかに就学継続には効果があるし、仮に中退したとしても施設や職員が進学自体を失敗だと断じる必要はありません。

特に専門学校の場合、18歳の時点で将来の就業分野を決めることとなります。実際に進学してみたら、自身の志向や適性とはマッチしていなかったということもあります。進学前に検討を重ねても進路変更に至ることはあるし、それでも前向きにチャレンジをしたことは評価すべきと考えます。必要なサポートが得られれば、その経験は次に活かすことが可能です。

54. (一人暮らし体験)

措置中は「児童自立生活支援事業」、20歳を超えて児童自立生活援助事業へ移行後は「自立後生活体験支援」による最長1年の一人暮らし体験が可能です。これらについては措置費や居住費支援の経費に加え、施設に対しては借り上げたアパート等の家賃相当額(定額)が補助されます。

措置延長も児童自立生活援助事業も施設外での活用を国は認めているので、上記の枠を超えて一人暮らしの体験を重ねていくことは制度的に可能になっています。柔軟な活用ができるよう、行政とも協議をしていく必要があります。

従来の社会的養護は昼も夜も大人の監護下にあり、高校を卒業したら退所してすべて独力でこなすことが求められてきました。こうした生活の激変は、退所後の生活を著しく圧迫し、不安定なものにしていました。現在は必要があれば22歳を超えて入所を続け、数日から1年程度の一人暮らし体験を重ね、段階的に地域生活へ移行することが可能です。そして、一度入所支援から離れても、必要があれば再開できるようにもなっています。

こうした制度の拡充や柔軟化が、支援格差の拡大につながらないよう、各施設で実践を共有していくことが欠かせません。

56. (外国籍・無国籍の子どもの在留)

日本で生まれ育っても、日本国籍や永住権を持っていない子どもがいます。こうした子どもは、親の母国に帰されたところで頼れる大人もいなければ言葉も通じない場合があります。日本での生活を続けるためには、帰化や永住権の取得、在留資格の更新が必要です。

児童相談所や弁護士とも協議をしながら、退所後の生活に備える必要があります。

<アフターケア>

56. (職員個人の自主的取組から施設の組織的实践へ)

古くからアフターケアは、退所者の担当だった職員等の自主的活動に大きく委ねられてきました。職員配置が不十分だった時代は、入所の子どもの支援だけで残業が常態化し、勤務でアフターケアを保障する体制はありませんでした。

結果的にこれらは報告も記録も不十分で、個人の裁量に任されているので内容のバラツキは顕著でした。2004年に児童福祉法でこれが位置付けられて以降、徐々に取組の標準化が一部の施設や団体で始まっていきます。

2012年からは東京都で自立支援コーディネーターが、2020年からは国で自立支援担当職員が配置され、職員配置の改善もあり、組織的対応は可能になりつつあります。各施設においては必要経費を予算化し、方針を示し、個別の援助計画を立て、記録と報告を確実に行うことで業務としてのアフターケアの体系化が進められています。しかし、一方でこれについても施設間の格差は拡大しています。

改正児童福祉法では社会的養護自立支援拠点事業が位置付けられ、アフターケアを担う拠点の拡充が予測されます。各施設は、これら拠点と連携しつつも、自施設の退所者に対しては主体的に繋がり続けることが必要です。

57. (実践の可視化)

2004年当時、アフターケアは退所後何年間、どのような内容を対象にするのかという議論が頻繁にありました。これについて、明確な結論はありません。期間や内容について基準を設けるよりも、まず必要なのが退所者の生活状況とそれに対するかかわりの可視化です。

アフターケアを行ううえで、最も障壁になっているのは、施設と退所者のつながりが切れていることです。困難な状況にある退所者ほど、施設との関係が途絶えている傾向があり、これを改善しなければアフターケアは機能しません。

退所年度ごとに退所者のプロフィール、生活状況、支援方針、支援状況を一覧にします。詳細な記録は別にし、簡略な一覧を毎年アップデートしていくことで、退所者とのつながりが可視化されます。把握をする期間に上限は設けず、可能な限り継続をします。つながりが切れている退所者には、他の退所者や退職職員等の協力も得て生活状況の再把握に努めます。

退所者を行方不明にせずつながりを可視化して再構築する。そのうえで随時必要な支援を相談・検討する。こうしたことがアフターケアの前提として構築される必要があると考えます。

58. (組織的・継続的实施に向けた体制整備)

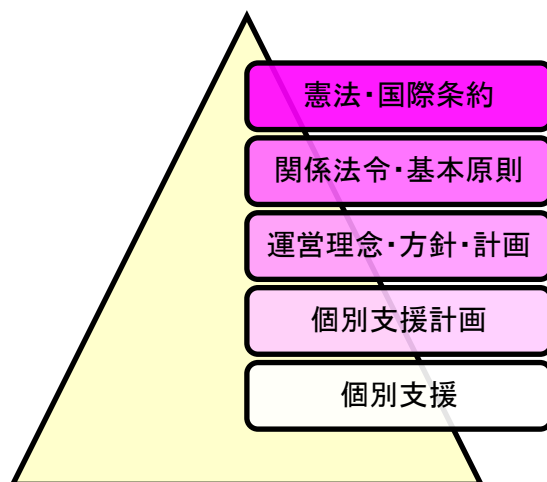
アフターケアは退所者と職員との個別のかかわりに依拠することが多く、職員の異動や退職によって途絶えがちであることも従来からの課題です。支援の窓口は職員個人ではなく、施設内の各ホームで引き継ぐことが必要です。

引き継いだホームも数年経てば、退所者が入所中にかかわった職員がいないといった状況も起こります。その時に退所者がすべてのホーム職員と面識や交流がなければ、形だけ引き継いでもアフターケアは成り立ちません。こうしたことを防ぐために、各施設は行事や SNS 等を通じた退所者との交流の機会を定例化し、加えて個別のかかわりも確保する等、支援の基盤となる体制を整えることが重要です。

C. 職員育成

○職員の養成・確保

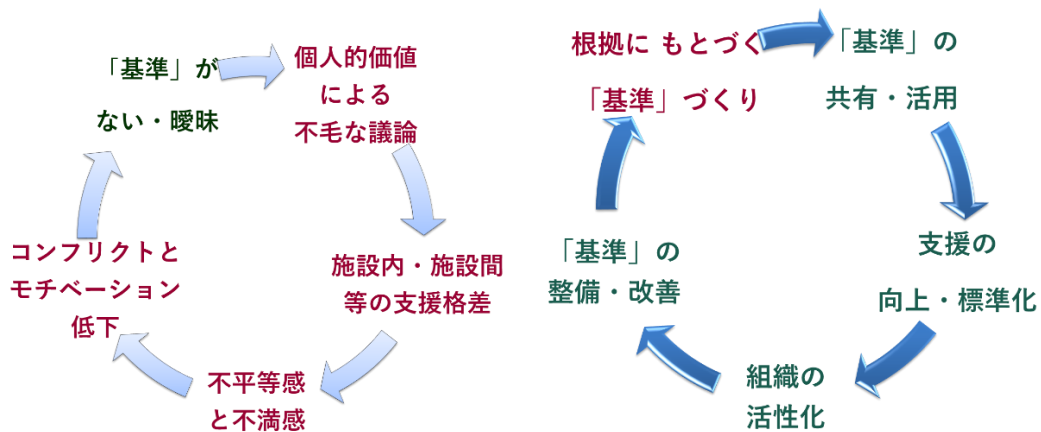
理念・方針の明確化と共有 根拠に基づく実践 実習指導



○資質の確認 事故を起こさない体制確保 ワンオペを無くす

○業務遂行ガイドラインの提示 (俗人的業務から仕組化された業務へ)

バッドサイクルからグッドサイクルへ



- ハーズバーグ二要因理論（衛生要因・動機づけ要因）
- OJT Off-JT SDS（自己啓発活動）
- 職員定着に向けた環境整備
育児・介護を含むライフステージに応じたサポート
- 勤務時間の適正な把握と管理
- 事業所を越えた交流機会の確保

D. 施設運営

- 組織図（意思伝達経路）の明確化
- 各会議の機能分類（意思決定プロセス）の明確化
- 記録の作成・管理
- 小規模分散化に対応した組織づくり（マトリックス型組織）
- ヒヤリハット報告の適正活用
- BCPの作成・活用（事故・感染症・災害発生時の対応）
- 高機能化・多機能化（地域の子ども・若者・子育て家庭等支援の拠点へ）
- 本体機能の強化

E. 脚注・参考文献